

平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 留学生の社員寮への受入れ等の推進 (定款第4条第1項第1号関係)

- (1) 受入れ施設の発掘並びに入居の促進
留学生支援企業の発掘を図り、企業の社員寮への留学生受入れを促進する。
- (2) 社員寮生活セミナー等の開催
入居留学生が充実した社員寮生活を送れるよう、入居間もない留学生を対象とした生活セミナーや、退寮時の手続きや注意事項を説明し、円滑な退寮を促す退寮セミナーなどを開催する。
- (3) 大学留学生担当者会議等の開催
大学の留学生担当者・担当長に本協会の設立趣旨や事業内容についての理解を深めてもらい、協力を得るとともに、社員寮へ受入れるに相応しい留学生を公正に推薦してもらうための会議等を開催する。
- (4) 留学生懇談会の開催
社員寮入居留学生のニーズや要望に応え、事業の充実を図るため懇談会を開催する。
- (5) 調査の実施
留学生支援拡充や社員寮の提供拡大を図るための調査を実施する。

2. 社員寮入居留学生に対する生活相談等の実施及び援助

(定款第4条第1項第2号関係)

- (1) 相談窓口の設置
協会内に社員寮入居留学生の生活相談のための窓口を設置し、職員が対応する。
- (2) 法律相談への対応
社員寮入居留学生の法的相談に対応するため、契約弁護士による窓口を設置する。

3. 社員寮入居留学生と日本社会等との交流を促進するプログラムの実施

(定款第4条第1項第3号関係)

- (1) インターフェース支援プログラム
 - a. 企業実務見学
社員寮入居留学生に日本の企業や産業について理解を深めてもらうため、企業実務見学を実施する。
 - b. フォーラム
企業の社員寮担当者や日本の企業で働く留学生OB・OGを講師に招き、日本企業・産業の現状や課題、求める人材、将来展望等について理解を深めてもらうフォーラムを実施する。
- (2) 社会文化フォーラム (留学生フォーラム)
社員寮入居留学生やOB・OGに日本の文化・社会・経済への理解を深めてもらうため、フォーラムを実施する。
- (3) 出張授業
社員寮入居留学生が、都内の中学校や高等学校で異文化理解や国際交流の大切さを伝える出張授業を実施する。
- (4) 地域社会や企業等が行う留学生との国際交流活動への支援・協力を行う。

4. その他、協会の目的を達成するために必要な事業

(定款第4条第1項第4号関係)

- (1) 社員寮入居留学生、OB・OGのデータ整備・管理を行う。
- (2) 広報活動
会報、ホームページ等を通じて情報発信を行う。

以上